

第九十三回国会 参議院科学技術振興対策特別委員会會議録第四号

昭和五十五年十月三十一日(金曜日)
午前十時七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 太田 淳夫君
理事 後藤 正夫君
林 寛子君
八百板 正君
塩出 啓典君

委員

岩上 二郎君
長田 裕二君
片山 正英君
源田 実君
鈴木 正一君
吉田 正雄君
佐藤 昭夫君
小西 博行君

国務大臣

国務大臣
(科学技術庁長官)

中川 一郎君

政府委員

科学技術庁長官
官房長
科学技術庁原子
力局長
科学技術庁原子
力安全局長

下邨 昭三君
石渡 鷹雄君
赤羽 信久君

事務局側

常任委員会専門
員

町田 正利君

本日の会議に付した案件

○日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(太田淳夫君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中川科学技術庁長官。

○国務大臣(中川一郎君) 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

わが国における原子力船開発につきましては、昭和三十八年、日本原子力船開発事業団を設立し、原子力第一船「むつ」の開発を進めてまいりましたが、昭和四十九年九月の放射線漏れの発生等の事情により、その開発計画は大幅に遅延しております。このため、わが国の原子力船に関する技術は、すでに原子力船の建造、運航の経験を有する米国、西独等の先進諸外国に比して、かなりおくれた段階にあると考えられます。

政府は、このような情勢にかんがみ、わが国における今後の原子力船に関する研究開発の進め方について、改めて検討を加えた結果、エネルギー資源に乏しく、かつ、世界有数の造船、海運国であるわが国としては、海運の分野におけるエネルギー供給の多様化及び安定化を図る見地から、長期的な観点に立つて原子力船に関する技術を着実に蓄積していくことが必要であるとの結論に達しました。すなわち「むつ」については、所要の修理、点検を完了した上で実験航海等を実施し、実験船として最大限の活用を図ることとし、さらに「むつ」開発の成果を踏まえつつ、将来における原子力船の経済性、信頼性の向上を目指した研究開発を推進する必要があると判断した次第であります。

このためには、現在の日本原子力船開発事業団に所要の研究開発機能を付与し、「むつ」の開発を引き続き進めるとともに、原子力船の開発に必要な研究を行う機関に改組することが適当であると考へております。現行の日本原子力船開発事業団法は、昭和五十五年十一月三十日までで廃止するものとされており、これは、同事業団法改正の政府原案が昭和五十二年の第八十二回国会において一部修正の上議決されたものであります。その修正の趣旨は、日本原子力船開発事業団が原子力船に関する研究開発機関に移行するための必要な措置として、同事業団法の廃止するものとされる期限を前述の期日まで延長するというものであり、今回の日本原子力船開発事業団の改組は、この修正の趣旨にも沿うものであると考えております。

本法律案は、以上のような判断から、現在の日本原子力船開発事業団を改組し、従来の「むつ」開発業務に加えて原子力船の開発に必要な研究業務を行う日本原子力船研究開発事業団とするものであります。

なお、本法律案におきましては、現行の日本原子力船開発事業団法の廃止に関する規定を改正し、政府の行政改革計画に沿って、昭和六十年三月三十一日までに日本原子力船研究開発事業団を他の原子力関係機関と統合するものとし、このために必要な措置を講ずるものとする旨定めることとしております。

以上、本法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(太田淳夫君) 以上で本案の趣旨説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日

はこれにて散会いたします。
午前十時十二分散会

十月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法(昭和三十八年法律第百号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本原子力船研究開発事業団法

第一条中「日本原子力船開発事業団」を「日本原子力船研究開発事業団」に、「開発を行ない」を「開発及びこれに必要な研究を行い」に、「わが国」を「我が国」に改める。

第二条及び第九条中「日本原子力船開発事業団」を「日本原子力船研究開発事業団」に改める。

第二十三条第一項(第三号を除く。)中「行なう」を「行う」に改め、第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 原子力船の開発のために必要な研究及び調査を行うこと。

第二十三条第五号中「前四号」を「前各号」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第四十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十二条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なう」を「行った」に改める。

第四十三条中「一万円」を「五万円」に改める。
附則第二条を次のように改める。

(事業団の統合)

第二条 政府は、行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、昭和六十年三月三十一日までに事業団を他の原子力関係機関と統合するものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 日本原子力船開発事業団は、この法律の施行の時に於いて、日本原子力船研究開発事業団(次項及び第三項において「事業団」という)となるものとする。

2 この法律の施行の際日本原子力船開発事業団の理事長、専務理事、理事又は監事である者は、別に辞令を用いないで、その際この法律による改正後の日本原子力船研究開発事業団法(次項及び次条において「新法」という)の第十三条第一項又は第二項の規定により事業団の理事長、専務理事、理事又は監事として任命されたものとみなす。

別表第一第一号の表日本原子力船開発事業団の項を次のように改める。

日本原子力船研究開発事業団 日本原子力船研究開発事業団法(昭和三十八年法律第百号)

(法人税法の一部改正)

第七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表日本原子力船開発事業団の項を次のように改める。

日本原子力船研究開発事業団 日本原子力船研究開発事業団法(昭和三十八年法律第百号)

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「日本原子力船開発事業団」を「日本原子力船研究開発事業団」に改める。

昭和五十五年十一月七日印刷

昭和五十五年十一月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C

を「日本原子力船研究開発事業団」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の三及び第二十四条第三号の二中「日本原子力船研究開発事業団」を「日本原子力船研究開発事業団」に改める。

十月三十日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は十月二十九日)

一、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案